

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻53号 91/9・10合併号〈1部100円〉 発行人 玉本 格

市 芦 救 援 会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL 0797(32)1131

市芦反彈圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

日 1992年1月9日(木)AM10~12 小林反対尋問

程 " 2月13日(木)AM10~12 "

社会科教員二名削減根拠示せず

時間講師で充分と小林証言

市芦救援会事務局

去る一〇月四日、第三十七回公開口頭審理が開かれ、六人の強配された先生の個別の反対尋問に入ることになりました。まず、社会科教員である滝山・小川両名に関して、「教科バランスを考えて配転人事をした」との処分者側主張に対する反対尋問が中心となりました。六一年秋に鈴木先生を配転し、更に二名を配転したことで、社会科教員が六名から三名へと一挙に半減させられたことをめぐっての追及がなされました。

小林証人(当時管理部長)は当然、二人の正規教員を減員するに足る根拠を立証し、配転の正当性を主張しなければならぬ。最も重要な場面に際しても、「前田校長が社会科の時間数が減ると言っていた」と責任転嫁しようとした。しかし、分銅弁護士から当時のカリキュラム等の書証に基づいて、社会科の時間数が逆に前年より増加したことが明らかにされると、「具体的時間数は忘れた」「足りない分は時間講師で補えると判断した」と居直りました。

処分者側主張が「校長ヒヤリングの中で教科持ち時間を考慮した教科バランスによる配転」としながら、逆に、二九時間も時間講師に持たせてまでも、滝山・小川二名の正職員を配転させた異常さが鮮明となりました。組合つぶしのためには生徒の授業などどうでもよいという処分者の姿勢が明白となりました。一二月の審理では滝山先生の配転理由の不当性が明らかとされています。今後とも傍聴参加をよろしく願います。

も／く／じ

第37回公開口頭審理報告

29時間も時間講師で補ない正規職員2名減でもやれると小林証言……市芦救援会事務局	2
「市芦弾圧」にたち現れてくる松本の相貌……市芦分会員X生	8
活動日誌(抜粋)	12
冬季一時金カンパのお願い	12

二十九時間も時間講師で補ない 正規職員二名減でもやれると小林証言

市芦救援会事務局

定数法に準じて教員配置

分銅 弁護士（以下、分銅と略）

六人の配置転換のうち、社会科の滝山さん、小川さんについてこれからお聞きしていきます。その前に、証人は主尋問で、教員数は定数法で二クラスで、一クラス三五人で、教員数は三二名が妥当であると判断したと証言していますね。

小林 証人（以下、小林と略） はい。

分銅 この三二名というのは、定数法の第八条、第九条の規定に基づいた数字ですね。

小林 基づいてではなく、それに準じて、参考にしてというか……。

分銅 すると、その定数法よりも多いのか。

小林 いえ、そういうこっちゃないです。司書教諭などはでてませんし、そういうのが入った中で三二名と計算した。基づいてというよりも、まあ、準じてといった方が正しい。分銅 この標準定数法の第一条の目的では、

教職員定数の確保をはかるため、教職員定数の標準を定めるものとなっており、最低の基準といえますか、それ以上教員を配置してもいけないことはないわけですね。

小林 えーっ、最低の基準とは思ってません。標準的な数字であると。

分銅 三二名の配置を考えられた時、一二クラス一四〇名というのが前提ですね。

小林 えーっ、一四一名じゃないですか。

分銅 証言では、一クラス三五名で四クラス一四〇名と、その前提で証言されたのでは。

小林 一四〇名とは言ってない。一四一名になっても四クラスで考えてました。

分銅 その時、六二年度、教育改革の内容として選択制を導入するというで、教員の数を考慮するという考えはなかったんですか。

小林 定数法に基づいた形です。一クラス四五名というのを三五名で計算し配慮した。

分銅 選択制をとるとクラス数が事実上ふえて、教師の持ち時間がふえるでしょう。

小林 ええ、それはよくわかりません。

能力別クラス編成したのは知らない

分銅 甲第一号証を示します。六二年度の各教科の時間、単位を記載したもので、すでに一二月段階では保護者会に配布されており、条例作成の際には参考にされた筈ですね。

小林 いや、見たことないです。

分銅 これは学校側が配布したもので、それを前提にして、市教委として次年度の時間割がどうなるか、教員数がどの程度必要かを考える資料にされた筈だと思うんですが。

小林 いや、してないことはないと思うが、まあ、所管が各々あり、私自身これを見てすぐ理解できませんので。

分銅 ほーっ、この表をどう見るのか全く理解しておられないのですか。おおよそは。

小林 わかります。

分銅 三二名の定数を定める際には、こういう学校側の出してる資料などは参考にはされていないんですか。

小林 勿論、それは参考にしてますけど。

分銅 その表の見方で、第一学年、国語ですと五時間、五単位で、下までずっとあるのは必須科目で、四クラス共全生徒が履修するということですね。

小林 そうだと思えます。

分銅 数学が数ⅠA、数ⅠBと二つに分かれ

てるのは。

小林 それは、選択すると……。

分銅 はい。英語ⅠA、ⅠBも分かれてて、選択という意味ですね。一年生の数学、英語は、本人の選択ですか。

小林 いや、詳しいことはわかりません。

分銅 御存知ない。学校側はこれを成績のいい人達のクラスと悪い人達のクラスに能力別に分けたものじゃないですか。

小林 ……。

分銅 市芦高校が六二年度から、能力別クラス編成をしていたことも理解してないの。

小林 いくつか。

分銅 六二年度、六人の先生が配置転換された年のことです。

小林 能力別というのは聞きはじめてです。

傍聴者（以下、傍と略）

ウソつけ！ 教育改革の目玉やいうとった。

分銅 学校側からの報告、届け出は。

小林 ……。

分銅 ヒアリングで説明もなかったんですか。小林 わかりませんが、そのへん忘れしました。

分銅 能力別は、市教委の意向とは別個に学校側が独自にしていると理解していいんですか。

小林 多岐にわたって選択ができるカリキュラムにするとは聞いてましたが、能力別にすることとはちがう。

分銅 すると証人の理解は、数学では本人達

がどちらか選択できたと、そういうことか。

小林 そこまで私は知りません。

選択制導入でも時間数は変わらない

分銅 本日提出の甲第一二二号証の一、二、三、四を示します。甲一一号証は、この年度に入学した人が三年間やるというもので、一二二号証の四では、六二年度の新三年生についての教育課程の手引きで、三年になった時の選択科目の申し込み書になっています。見たことはいいですか。一二二号証の三、四など一つにまとめたのが一二二号証の一です。

二年生では、Cで、世界史、日本史、地理、生物、物理と五科目あるので、選択すると五クラスとなり、四クラスの人達が五クラスに分かれてしまうでしょう。

小林 ……はい。

分銅 選択制にするとクラスが事実上ふえるということ、市教委の管理部長として当時理解しておられましたか。

小林 先生のいう前提が正しいとしたら、四クラスが五クラスになるのは理解できます。

分銅 そうだとすると、定数を定められた時に、四クラスを前提としてましたが、選択制でクラス数がふえると、それに伴って教師をどう配置するかということを考えもしなかったというのは、定数を定める時に瑕疵があ

ったといえませんか。

小林 ……いや、そうじゃない。

傍 どうちがうんや!!

小林 選択制をとるようになっただけは知っていますが、人事を行う場合に私がすべてを知っておってやるんじゃないに、担当、係がやって、私がすべてを知ってないあかんという問題ではありませんか、定数法では当然そういう選択とか加味されてるわけで、それのってやったということですね。

傍 当然人事で知ってないアカンことやる!!

小林 もう一つ、六二年の各教科ごとの授業時間数を見ても、六一年とそうかわりのない時間数で授業が行なわれているということでしたから……

傍 ウソいうな!

十八時間の授業時間数が標準だ

分銅 社会科の関係でいいますと、甲一二二号証の一、一年生が現代社会四単位、二年生で日本史三単位と、世界史・日本史・地理各々三単位で九単位、合計一二単位。三年になると日本史三単位、政治経済三単位、それに、世界史・地理・日本史各三単位で九単位、それから郷土史二単位で合計一七単位あります。そういうカリキュラムになっていることは。小林 今、聞いただけで……

〈書証〉 昭和62年度教育課程 芦屋市立芦屋高等学校
甲第122号証1

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
国語Ⅰ					現社				数Ⅰa				理科Ⅰ				※英語Ⅰa				保 健		美 術		体(男)		L 必修 クラブ						
									数Ⅰb								※英語Ⅰb								体 家 (女)(女)								
5					4				3 + 2				4				3 + 3 + 1				1		2		2		2						

(注) 数 I・英 I は基礎・発展の希望選択制を2学期より実施。

2 学 年

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
H			I		J				A				B		C		D				E						G		K			
国語Ⅱ 3			日本史 3		保健体育 男(5)				数Ⅱ 3				古典 3		世界史 3		国語Ⅱ 2		書道 2		化学 3		英語Ⅱ 2		英語 書道 美術 音楽 英語Ⅱ B2				英 美 術 2		H	
					同上 女(3)				代数幾何 3				化学 3		日本史 3		国書美術 音楽 英語Ⅱ B2		生物 3		物理 3		英語Ⅱ B2				英語Ⅱ 5		R			
					家庭 女2								地理 3		生物 3		物理 3		英語Ⅱ B4		基礎 解析 4		英語Ⅱ 5				1		1			

H・I・Jは全員必修、Dは2科目選択、他は1科目選択 数字は時間数

3 学 年

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
H			I		J			A			B			C		D		E			F			G					K				
現代文			日本史		体育			国語Ⅱ			政経			化学		化学		化学			英Ⅱa			英Ⅱb			化学 生物 計算・事務 パソコン 体育 家庭			郷土史 タイ音楽 美術書道			L H R
														音楽美術書道		国語表現		世界史 地理 日本史															
														数Ⅱ		古典		日本史															
																					英Ⅱa			英Ⅱb			化学			上級選択+英語ⅡC 英語ⅡB 英語ⅡC			
					物理 生物						確立・統計			微分・積分		化学			話														

※A～Fは1科目、Gは3科目選択

分銅 甲一二三号証、社会科教員一同が校長にあてた文書で、今のように学年によって単位の差が大きいのは問題があると指摘しています。お聞きになってますか。

小林 私は聞いてません。

分銅 甲第六四号証を示します。

昭和六二年度の市芦の社会科担当の先生の名前と、各持ち時間数です。当時、二名配置がえされた結果、三名の正規職員しかいなかったですね。

小林 はい。

分銅 吉村さん一六、石原さん一八、潮海さん一九という持ち時間になってますが。

小林 今ここで、わかりません。

分銅 甲三七号の三、このような時間割になったというのは。

小林 こういう表は見たことはありませんが。

分銅 先ほどの甲一二二号証の一に基づいて組んだ時間割ですが、社会科の時間を計算すると八三時間になりますか。

小林 それまで確認するのはここではできません。

分銅 正規職員は兵庫県の基準でいくと一八時間になるんですか。

小林 一八時間が標準だと聞いてます。

分銅 すると三人で五四時間ですね。

小林 はい。

分銅 すると残り二九時間ありますね。二人

とられちゃうと。五人いてこそはじめて八四時間は授業をできるんですよ。

小林 いや、一人の先生が過重になっているという状況やないわけで、…。

分銅 何も過重になってるとはいってませんよ。あなたは三二名の教員定数にしたのは、教科バランスも考えてと証言されてる。すると、この八三時間の社会科の時間数は三人の教員でまかなえるという判断をされていたということなんでしょう。

小林 それは時間講師なり、教頭もおりますから、そういう中でこなせると判断してた。

社会科の時間数が減ると校長が言った

分銅 八三時間の授業数があって、正規職員で賄える時間が五四時間。すると残りの二九時間は一年間決まっている時間でしょう。

小林 わかりません。

分銅 残りは時間講師でやったらいいと、残り二名を削減したのですか。

小林 いえ、三月の時点では社会科の授業数は減ると校長から聞いてましたから。四月になってそういう授業時間になったんだということ。

分銅 校長からの報告はいつですか。

小林 三月です。

分銅 三月のいつですか。

小林 わすれました。

分銅 三月中頃には、甲一二二号証の履修届が出がされているはずでしょう。

小林 校長からは、各先生からそういう報告がなかなかしてもらえないという状況で、非常に未確定やけども、来年度は授業時数は減るといって報告でした。

傍 校長がずっと逃亡してたんじゃないか！

未確定で、どんな計算ができたんや！

小林 だから、職員は三名ですが、教頭が社会科の教諭でもあり、カバーできるだろうと判断したわけですよ。

分銅 校長の報告では、社会科が何クラス編成され、何時間やらないかんことになると、三月二五日の内示を出された段階でわかってなかったと、そうおっしゃるんですか。

小林 正確には、校長からは授業時数が減ると聞いておったということです。

分銅 少なくとも七〇時間は最低確保しておくべき状況だとの報告はなかったですか。

小林 おぼえてません。

選択科目の開講基準も忘れた

分銅 甲一二二号証の一を見ると、一学年、現代社会四単位で四クラスで一六時間。二学年、日本史三単位、四クラスで一三時間。世界史・日本史・地理で九時間。計二二時間。

三学年、日本史三単位、四クラスで一二時間。政治経済が三クラスで九時間。それから、世界史・日本史・地理で九時間。郷土史二時間。全部で六九時間は最低見ないといけない。寺内代理人 選択制の場合、選択しない人もいるわけで、正確でない。

分銅 少くとも何名かいれば、そのクラスは開講せないかんわけですよ。

寺内 その辺の前提を抜かして質問されると誤導になるんじゃないかと…

傍 実態しらんと何いうてんねん。剣道なんか一人でも開いとったぞ！

分銅 少くともこれだけの時間は必要やという意味ですから。

寺内 設定したら必ず置いておかなあかんというのはそちらの主張でしょう。

傍 そしたら、でたらめなアンケートをとるんか！ 何のためのアンケートやねん。希望する生徒に教師を配置するのが前提やないか。

分銅 履修科目の一覧表を生徒に配布してますが、生徒が何名申し込めば開講するか、何名以下なら開講しない、そういう基準は。

小林 何かきいてましたが、覚えてません。

分銅 しかし、どのような形で出してきたても、その選択科目が受けられるように教員の配置を、学校側も市教委も考えていたんでしょ。

小林 私の方は、定数標準法に準じて職員数の配置をするという考え方でやってる。

分銅 市芦高校について、英語及び社会科は強化して文化系の進学校にするというような方針が出ていたことはご存知ですか。

小林 いや、そんなことはないですよ。

分銅 カリキュラムを見ても、英会話がふえ、社会科がふえますね。

小林 英会話なんかできる生徒を育てるのがええんではないかと、社会科についてはしりません。

不足分は時間講師で補えばよい

分銅 三月に、社会科授業数が減ると聞いてたのとことでしたが、どのぐらい減るのかという話は聞かれたんでしょね。

小林 若干の時間講師が必要になるかもしれないからよろしくと聞いた。校長がそれで何とかやっていけると返事したので。

分銅 前年度の社会科の授業時間数は何時間だったか、当然、聞いておられたでしょうね。

小林 それは聞いてとったでしょうな。

分銅 七時間なんです。選択制を六二年度から導入しますから、当然ふえると。

小林 いや、減ると聞きました。

分銅 現実には、七時間から八三時間になってますね。ふえるという予測はできても、減るといふ予測はできるはずがないので、校長がそんな報告をしたのは真実ですか。

小林 私はそう聞いている。

分銅 では、何時間減ると聞いてましたか。

小林 そんなこと、五年も前のことを覚えてるはずがないやないですか。

傍 正教員を二名もとばす根拠やないかい！ いかげんな証言するなよ！ 人をとばして、そのいいぐさは何や！！

分銅 三人の正職員で、あとは時間講師ないし井上教頭で持てる程度の社会科の時間数しかないはずやと、そう認識したんですね。

小林 いや、そうは思ってません。

分銅 そうでなかったらあなたの言うことはおかしいですよ。二人もとばす理由にならないでしょう。

小林 不足した分について時間講師を採用することについて認めてほしいという校長からの意向で、私は、そういうこともありえるから、そうしたらいい話をした。

分銅 あなたの方で、三人の正職員で何時間こなし、時間講師と井上教頭で何時間もてば、市芦の授業が成立するか、この計算もしないで、二人の正規職員をとばすことはできないでしょう。

小林 計算をしたかどうか、昔のことで忘れしました。

傍 忘れることか！ 人をとばすことをどう思とんや。処分者として立証でけへんやろ。

時間講師に十一時間も持たせてた

分銅 社会科の時間講師を三人採用しましたね。神田さんという講師が十一時間の授業をしてる実態は聞いてましたか。

小林 忘れしました。

分銅 十一時間も時間講師が教える点について、県はどのような指導をしていますか。

小林 知りません。

分銅 前田校長は、一〇時間以上の講師には研修会に参加させるとの指導をされてると証言しています。市教委は知らないんですか。

小林 いや、ちょっとわかりませんね。

分銅 参加させてないでしょう。十一時間もということでは、正規職員並みの授業でしょ。

小林 ……

分銅 時間講師は職員会議に出ますか。

小林 知りません。

分銅 教科会議には出ますか。

小林 いや、知りません。

分銅 会議には出ず、先生と生徒指導についての問題でも関係がない、そんな先生が、授業だけ一時間持つ、こんな実態が市芦にあったことをご存知ですか。これは二人をとばした結果じゃないですか。

小林 いやいや、そういうことは……。

〈書証〉 昭和62年度市立芦屋高校社会科担当時間数一覧表
甲第64号証

氏名	授業時間数	科目数	作成教案数	備 考
吉村	16	3	16	教諭
石原	18	4	12	教諭
潮海	19	4	12	教諭
小計	53			
幣	9	3	9	時間講師(週3日) 4/18退職
西受	6	2	6	時間講師(週3日)
神田	11	2	7	時間講師(週5日)
井上	4	1	4	教頭
小計	30			
合計	83			

注1) この表は甲第37号証の3の時間割に基づいて授業時間数を計算した。

注2) 授業時間数は各教科1週間分の総和で、担任が持つホームルーム(HR)

1時間分を含み、必修クラブは含まない。

「市芦弾圧」にたち現れてくる松本の相貌

市芦分會員 X生

「芦屋は県下一斉の入試選抜試験の点が低い。今年の市芦の生徒でいくと、芦屋の中学の生徒の全部のシリから一三〇なら一三〇人、ぴちっと市芦へ入っています。尼崎なんかでしたら、中学校二校ありましてその半分ぐらいよりも中ごろにおらんと公立高校へは行けません。だから、下の方の子は公立の学校の試験は受けてません。芦屋は反対に、勉強の遅れている子が皆、公立の試験を受けてるわけです。兵庫県でも質問されますわ、一〇〇点満点におおして九四点でもすべて、これ姫路地区です。芦屋の場合だったら一〇〇点満点におおして二点で入っている、この二点で入っているのどこやとなるわけです。そんなが噂になるわけです」(「芦屋の教育を聞く会」'86・12・3)

市芦には本来来るべきでない子がきている。何をしても高校に行ける。このことが芦屋における教育荒廃(学力低下、生徒の非行、学校施設の破壊、対教師暴力、生徒間暴力の顕著な増大など)をもたらしている最たるも

のである。悪いのは解放教育や。これを支えている同盟と組合を叩く。そして市芦を受験体制に組み入れる。これが松本の方針でした。

「教育改革」は「教育破壊」

ここではおおざっぱに主だったものをあげてみます。

まず、みせしめとして違法なサボリが行われているというのをデッチあげて組合の委員長、書記長を「無断職場離脱」ということで一カ月の停職。続いて市芦の解放教育の中心的存在の鈴木先生を体育館に強配。以後、市芦は市教委の直轄地となり、校長は単なる市教委の伝達係となりました。

あとは、皆さんもよくご存じのように、入試の定員枠内で三三名(受験生の1/4)、その翌年は二五名というように入試での生徒の大量切捨て、教員定数を四三名↓三二名に定数条例を改革して一名減して、九名の先生の教育職を奪って事務職につけました。校

長権限が強化され、主任制が導入されました。職員会議を開かず、すべてを職務命令で行いました。このため市芦は最も民主主義的な学校から一気に、最も民主主義的でない学校に変えられました。生徒に対しても「教育には厳しさがいる」と生徒指導、進級条件などが厳しくなりました。

その結果どうなったか、何点か特徴的なことを述べます。

「教育改革一周年」で三年後卒業にこぎつけた生徒はわずか七四名(定員一四一名中)です。入学時に三三名の定員内切捨てを強行し、一〇一名しか入学させなかった、いわばえりすぐった一〇一名であつたわけです。しかも、看板にした大学進学者はわずか二名という結果でした。市議会でも岩崎議員によってこのことが鋭く追及されました。松本教育長はうろたえて、今までより難しい大学を生徒が受けるようになった。あと一、二点のところで入れる子が何人かいたという意味のない答弁をしたと聞いています。この傾向は改まる気配はありません。それでも市芦は良くなった、良くなったと言いつつ一群の人々がいます。「見つめる会」代表の伊藤市議はなぜか七四名の卒業式に来賓として出席して「三年間の教育効果のあらわれた(返事、服装、髪型など)うれしい式でした」と述べています。管理職も学校説明会など機会あるごとに

良くなったと宣伝しています。けれども、現山手中学校の井上校長などは内実をよく知っていて、見切りをつけてか、たった一年で市芦の校長を辞めていきました。

こういう感覚の持ち主たちが、市芦が良くなった、良くなったと煽っているのです。

生活指導体制の破綻

入試で示された厳しさは、学校内部の生徒に対しても向けられました。生徒指導体制が強化された、といっても規則を厳しくして、それを機械的に当てるだけです。親を呼び出して言い渡すわけですが、責任を親と子に負わせるだけのことです。タバコ一回見つかれば三日間の謹慎、二回目は一週間になる。一週間経って学校に出てきても授業に落ち着いて座れない。過ごしようがなくて、又、何かしでかす。同じように進級条件を厳しくしていきます。例えば、同じ学年を二度留年することは認めないというのが出てきます。

留年生は学校に出て来るのが難しい。留年した事情(差別や家のゴタゴタに伴う低学力等)は変わらないし、格好が悪い。それらを隠すために何やかや起こします。それでも、なんとかして学校を続けようという気持ちで来ているのです。そういう生徒にこのことは追い打ちになります。「留年するような生徒

はサボリで授業態度も不真面目である。このような生徒を学校に置いておくことは、真面目に勉強する生徒の妨げになる」と見る見方です。それは何も留年生に留まるものではありません。

生徒たちは理由もなく学校を休んだり、勉強が出来なくなったりするものではありません。勉強どころではない様々な生活破壊の現実に直面していたりもします。それ故、これまでは「処分」を出すだけでなく「どう立ち直らせていくのか」をめぐる、担任を中心に本人、親とも時間をかけて話し合い、学年会議、職員会議等も重ね、処分に見合う事後指導を行ってきたのです。これまでの市芦なら充分に立ち直っていった生徒が切り捨てられていきました。

授業の破綻

もうひとつは選択制のカリキュラムの破綻です。「一人一人の進路にあったカリキュラムが選択できる」と唱っていますが、一年での基礎コース、発展コースは一年で廃止になりました。小規模校で県立並のカリキュラムが合うはずはないのです。選択制のカリキュラムは一方で一〇人に満たないエリートクラスを作り、他方で四〇人以上のクラスというアンバランスを作り出します。こんなアンバ

ランスを作り出したら、両方とも活力が失われていきます。他に選択する科目がなかったのも、という裏番組の授業は、授業として成立が難しくなります。少数のクラスにしても、付け焼き刃的な詰め込み教育をやっても力がつくはずありません。しかも、市芦の教育にかけてきたベテランの九名の先生を強配し、加配教員のすべてを引き揚げての選択制カリキュラムの導入は、一人の教師が、普通は一種類か二種類の教科科目を受け持つのですが、四種類から五種類の授業を持つことになり、教師はその日その日の教材に追われ、きめ細かい生徒の実態に見合った教材研究や授業ができなくなりました。

進路指導の大ベテランということで、法を曲げてまで(助教諭は部長になれない)進路指導部長に抜てきされた井本先生(英語の教師で県立校を退職後、私学、予備校を経て市芦に助教諭として勤務)が教育改革後、思うように生徒の学力が上がらないのを見て「今のままでは、これまで市芦から入っていた大学へも入れない。よほどうまく指導しないと全部が総倒れになる」と言い、大学の調査書の内申点が良くなるようなカリキュラム選択をさせるべきだと言うような話をしていたのですが、ついには生徒にあった教材(教科書通りの授業をやれとはいわないで)を用意しなくてはダメだと言うようになりまして、

うものは落ちてくる。という現象が必然的に起きてくるわけです。あるいはそういったことの中で、先ほど申しましたように、実は学校に行きたくもなんともない子を、あるいは高等学校の授業を受けるだけの基礎的な学力も特にない子供も、高等学校にはいって、そしてゴウ間に耐えかねて、暴れ出して、そういった子供が一人か二人いるだけで、他の四〇数人の子どもたちの授業が妨害される。こういったことが、現実には起こりつつあるわけです。△略▽

たしかに、親の願い、子の願いをなんとかせい、という言葉がすぐまいます。それをそのままかなえることが本心に、教育的にいかどうかということをわれわれは考えてみなければいけないと思います。△略▽

家庭が経済的に破壊されている。そのことの中で非行が起こってくるという事例もときどき起こるわけであり、それに関わっていくといいますが、この子の家計を、たとえば先生がたが、いったいどこまで支えられるかという問題があります。そこまでいけばむしろ民政行政の範疇にはいるわけであり、す。ところがどうしても教育者という良心の中からそこまで突っ込みそうになってしまう。これは私、ある意味でとめざるを得ないわけです。あるいは、一人の子どもに関わるために、残りの四〇数人の子どもがはっておかれ

るという事態に対して私はストップをかけざるを得ないのであります。やはり、教育の、学校という場をとりましても、そこにおける人員は有限であります。時間も有限であります。あるいは、費用も有限であります。そういった有限のなかで無限の責任をとることは現実的にできないわけです。

私はこういった熱意なり、教育的な配慮なり、そういったものの心情はよくわかりますし、それなりの評価はいたしますが、むしろ学校の教育責任は有限であるといわざるを得ない事態が、いま、起こりつつあるということとです。やはり家庭教育、社会教育、学校教育、この三つのそれぞれ分担する範囲があるのであります。学校教育は家庭教育までカバーできないのであります。

このような「厳しさ」教育論にもとづいて、一九七六（昭五一）年には、通達「生徒指導体制の強化について」が出され、生徒の「非行」や問題行動に対しては毅然たる態度で臨み、手に余れば、関係機関（主に警察）との密接な連携によって解決せよと、いわゆる学警連携体制の強化が打ちだされました。

また、教員に対して、職制による上意下達、管理体制を敷くために、一九七七年、主任制が強行実施され、「法規を重んじて職務を遂行しなければならない」と遵法万能論が強

調されました。「計画交流」の名のもとに不当な配転が大量に行われるようになりました。

国労つぶしと市芦つぶし

第二点目が国鉄の分割民営化に先だって行われたマスコミによる世論操作の方法です。八二年一月に始まる「ヤミ・カラキャンペーン」攻勢で、朝日新聞が口火を切っています。これに続いてほぼすべてのマスコミが国鉄労働者は「いかに働かないか」「いかに人が余っているか」「いかにストばかりやっているか」を書き立て、言いたてて「だから親方日の丸はだめだ」というキャンペーンを連日繰り広げました。

国鉄処分、市芦処分がいかに関係が深いかは、第三回公平委審理で強配された六人の先生が冒頭陳述で市芦で何をやってきたのかを証言した時、処分者側の弁護士は圧倒されて、「国家の赤字財政のもと行革・臨教審が進められようとしている。国鉄の分割化、民営化が行われている状態である。定員削減が市議会決定され分限免職も考えられるうえでの配置転換である」と本音を漏らしています。

「教育正常化」運動

「教育の荒廃は先生が組合活動に熱心であ

市芦は自分の通用する場所ではないと痛感してだと思のですが「改革一回生」が卒業すると共に学校を去っていきました。

校長権限の強化は何をもたらしたか

校長権限を強めるということは職員会議を開かせないか、無力化することである。職員会議は生徒にどう高校教育を保障して行くかを巡って、教師それぞれが意見を出し合い、どうしていくかを決める場である。その場を奪うことは民主主義そのものの否定である。

朝礼が上意下達の伝達機関となる時、「そういうものか」ということが教員に受け入れられた時、教師は急速に自分で物考えることをやめ、命令と規則に頼ることになる。自分で考え、判断しなくなった教師が生徒にどう生きるかを問えるはずもない。

職員会議を開かず、権限を持った校長と、校長の意に沿う教頭、部長、主任が学校運営し始めた時、市芦は管理職養成学校になった。'87-'90の間に校長が前田↓井上↓泥↓波平と変わり、教頭が井上↓山形↓木下と変わった。斉藤（精小）と村上（精中）が義務制の教頭になっていった。いずれも「教育改革」に忠誠を誓った者たちである。最も市芦を必要とした生徒を切り捨て、学校を混乱に陥れたことが彼らの業績である。「松本教育改革」

はこうなるのだ。

どちらかと言うと改革に熱心であった若手教師が辞めていき、この四年ほどで八人（二十八人中）の新採が入ってきた。

松本の三つのお手本

市芦における教育改革の無惨さ、言っていることと現実の余りに大きなずれを山村市長も認めざるを得なかった。

相手側を悪く言うだけで自分のやり様をゴリ押しする松本教育長に対して（教育長を承認するときも問題になった）「あんな下品な男が芦屋の教育長では恥ずかしい」という声が、市議会の中でも上がり、一方で、市芦や芦教組に対する種々の弾圧、それへの抵抗闘争の中で、ついに松本は教育長を一期で更迭となりました。

松本が教育長を引き受けた時、三つのお手本がありました。

第一点目ですが、もともと松本が芦屋市の教育長になったのは選挙がらみの政治的色彩の強いものでした。

一九八六年七月に当時の松永市長が翌年の選挙対策として「芦屋の解放教育つぶし」のために県から連れてきた男である。松本は当時のことを次のように語っている。「私が芦屋市教育長にと招へいされたのは松永前市

長の末期でした。松永さんと別に面識やコネがあった訳ではない。当時、芦屋市の教育は同和教育や兵教組の横車でもうにもならないところまで来ていた。何とか正常化せねばならぬということで松永さんが県教委に応援を求め、当時の井野教育長が、高校長を辞めていた私を推薦してくれたと聞いています。当時、芦屋の教育界は無法と暴力がまかり通っていた」

ここに出てくる井野教育長の事を語るには、一九七三年のオイルショックと翌年の八鹿高校事件を契機に、兵庫県教育行政をそれまでの「光を教育の谷間へ」から「教育の中に厳しさを」という能力主義、管理主義へと急転換させていった小笠原教育長・井野路線について語らねばなりません。彼らがみせしめのために、最初に総力をあげていったのが青雲高校の弾圧事件でした。その時の現場指揮官が井野高校課長でした。

（小笠原教育）とは

（一九七六・一〇 於PTA会合）

進学率を高めれば高めるほど、実は、いろんな困った問題が出て来る。ひとつの学校の中で、先ほど申しました能力の差というものが、本当にピンからキリまであらわれてくる。そういったしますと、それだけ教育の効率とい

るあまり、本来の仕事をなおざりにしている結果である。この問題を解決していくには主任制の導入や校長権限の強化によって、学校運営を正常化していくことが必要である」と主張する。最終的には、「日の丸」、「君が代」を学校教育に位置づけることを支援していくための自民党による市民の組織化運動（翼賛体制作り）である。

「教育問題対策合同会議資料」（八〇・四）という自民党の文章には「教育正常化を進めるにあたっては各級議員が中心となって、友好団体、PTA、同窓会等と対策し、教委・学校に市民団体名で要望書を提出するなどの市民運動を展開して欲しい」と述べている。このように一定の世論作りを行いながら議会で取り上げ、行政当局に圧力をかけて、教育の正常化を強力に進めていく。

全国組織の「全国教育問題協議会」（全教協）があつて、ゲルニカ事件の福岡県では「福岡県民教育協議会」、各市に「教育を守る会」があつて、今回の場合は、「長尾校区の教育を考える会」が作られる。

「考える会」の会長、副会長には右翼、勝共連合の支部長、自民党顧問が座り、三五人の役員には一三自治会の会長、PTA会長、公民館長、県会議員、市会議員、老人会、婦人会の代表等地元の有力者が名を連ねている。卒業式の三ヶ月後の福岡市議会で、長尾小

問題が取り上げられ、「考える会」を実質的に支える中心人物、自民党の高山市議が井上先生の処分を迫る。

その二日後に市教委は井上先生の懲戒処分（戒告）を決め、一週間後に本人に辞令を手渡した。

これらの三つを重ねて考える時、「松本教

活動日誌（抜粋） 1991. 10. 5～11. 25

- 10・5 現代史を考える芦屋市民の集い参加。
- 13 麦の家、芦屋秋まつりに出店。
- 17 麦の家運営委。地労協常幹。
- 19 兵高教全県分会代表者会議。
- 20 麦の家懇親会。「福岡県中間市の日の丸処分教師五郎丸さんを囲む集い」に参加。
- 21 芦屋教育共闘会議。
- 23 事務局会議。
- 28 納教論強制配転大阪地裁傍聴。
- 29 法対会議。
- 11・1 狭山・PKO反対市民集会に参加。
- 4 国鉄まつりに出店参加。
- 5 法対会議。
- 6 地労協常幹。
- 7 第三八公開口頭審理。
- 9 HIVと「らい」の医療と人権を考える集会に参加。
- 12 国鉄阪神地域の会「連帯する会」山下事務

育改革」は当初から非常に政治的な長期にわたる教育正常化路線を持っていたと言えます。私たちは、教育正常化の行き着く先を具体的に指摘して、どの子も安心して公立高校に行ける道を取り戻さねばなりません。

局長講演会」に参加。

17 兵高教本部教研。

23 神戸障害児・者親の会発表式に参加。

24 第三回阪神地区部落解放研究集会に参加。

25 分会一時金交渉。

冬季一時金カンパの

おねがい

市芦救援会事務局

日頃寒さがつのってきましたが、会員の皆様方には平素から温かいご支援をいただき誠にありがとうございます。審理もいよいよ六人の強配の個別反対尋問に入りました。小林証人は配転根拠をまったく示せず、開き直っています。来年もきびしく追及していくことになります。長期闘争を支えるために、冬季一時金のカンパ・会費納入をお願いします。